

ニュー福祉機器助成事業について

障がいに応じて先進的な福祉機器の購入経費を一部助成します。

■助成条件

- ・身体障がい者手帳をお持ちの方で、表の「障がい及び程度」に該当する方
- ・介護保険や医療保険の対象外であること
- ・助成翌年の4月から5年以上当助成をうけていないこと

種目	障がい及び程度	助成限度額（円）
パーソナルコンピュータ （プリンタの同時購入可）	上肢障害2級以上又は言語・上肢障害2級以上の身体障がい者（児）（文字を書くことが困難な者に限る。）及び外出又は意志伝達が困難な身体障がい者	40,000
音声炊飯ジャー	視覚障がい者のみの世帯またはそれに準ずる世帯（操作時に音声による案内を必要とする者に限る。）	40,000
音声ICタグレコーダ	視覚障がい者で物の識別が困難な者	30,000
人工呼吸器	在宅療養をするにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジストロフィー患者	500,000
音声血圧計	視覚障がい者で血圧管理が必要な者	8,000
色彩音声案内装置	視覚障がい者で物の色の識別が困難な者	63,000
障がい物感知センサー	視覚障がい者で物の識別が困難な者	40,000
電子白杖	視覚障がい者	15,000
呼び鈴（専用スイッチを含む場合のみ）	2級以上の両上肢及び言語障がい者（または難病患者等で神経・筋疾患である者）で意思伝達が困難な者	30,000

■申請の流れ・・・

1) 市役所福祉課へ申請（書類・オンラインどちらでも申請できます。）

身体障がい者手帳 見積書・カタログ

2) 福祉課にて書類審査し、決定通知書を送付します。

3) 福祉機器を購入

業者へ全額お支払いただき、領収書を受領してください。

4) 報告書・請求書・領収書を福祉課へ提出

5) 福祉課にて助成金を支給

【オンライン申請はこちら】



【お問合せ先】 高山市役所 福祉課 電話（0577）35－3356